

児童福祉法による地域型保育事業の「認可」および 子ども・子育て支援法による給付施設の「利用定員設定」について

1. 地域型保育事業の「認可」について【概要】

子ども・子育て支援新制度では、

① 特定教育・保育施設〔保育所、幼稚園、認定こども園〕の認可主体は都道府県、指定都市、中核市

② 地域型保育事業〔小規模保育事業、家庭的保育事業等〕の認可主体は市町村

となり、②地域型保育事業については、市が定める設備及び運営の基準に基づき、市が認可します。

この地域型保育事業の「認可」にあたり、子ども・子育て会議（児童福祉に関する審議会）の意見を聴取するものとなっています。

2. 給付施設の「利用定員設定」について【概要】

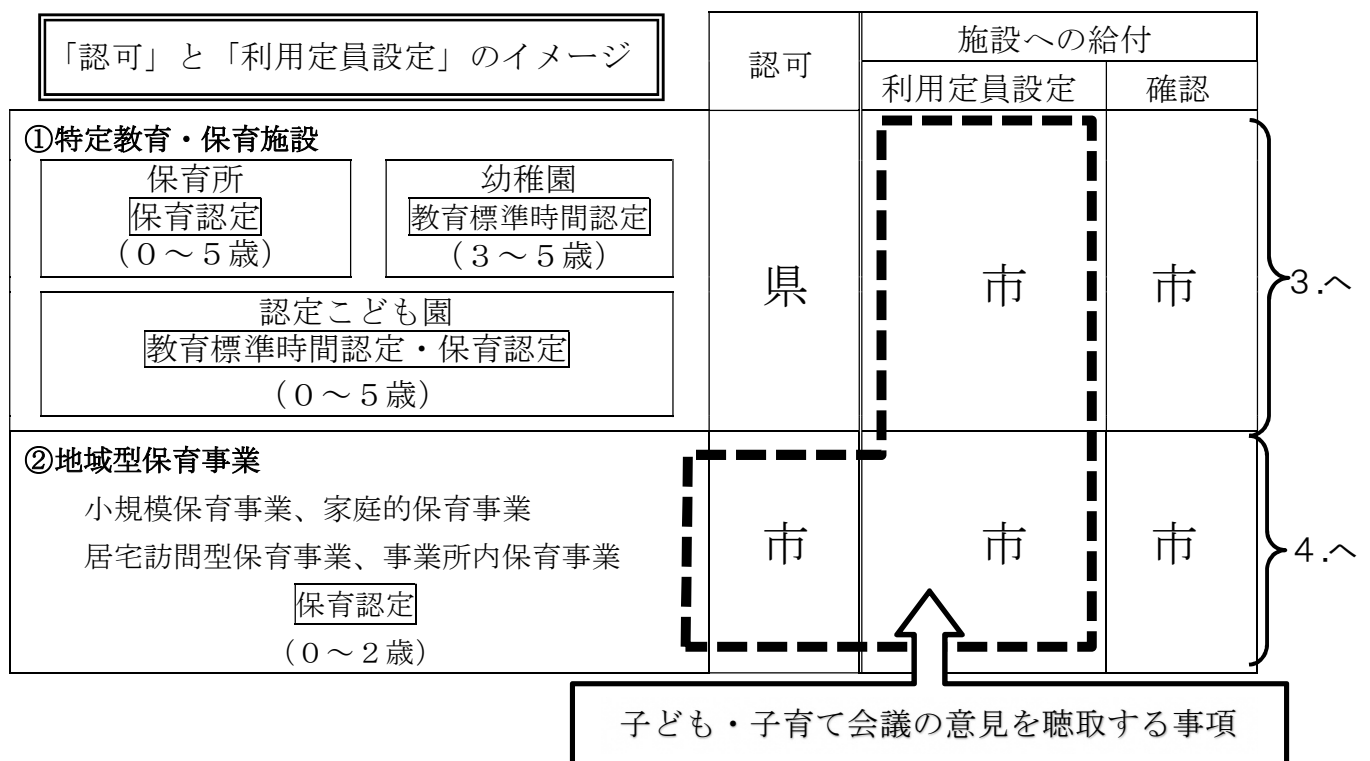
子ども・子育て支援新制度では、運営費等の各施設への給付（国・県・市からの財政支援）は、

① 特定教育・保育施設〔保育所、幼稚園、認定こども園〕への施設型給付

② 地域型保育事業者〔小規模保育事業者、家庭的保育事業者等〕への地域型保育給付

に分かれますが、①②ともに、施設ごとに、認可定員の範囲内で市が利用定員を設定した上で、運営基準等を満たしていることを確認し、財政支援を行います。

この「利用定員設定」にあたり、子ども・子育て会議の意見を聴取するものとなっています。



(参考) 認可定員と利用定員の違い

認可定員	教育・保育施設の設置にあたり認可された定員
利用定員	子ども・子育て支援法に基づく、給付費算定の基礎となる定員 (認定区分(1～3号認定)ごとに定めます。)

3. 確認・利用定員設定対象施設

(1) 公立幼稚園の認定こども園化（1施設）

令和3年4月1日 開園予定

現園名	認定こども園名	所在地	現認可定員 利用定員	認可定員 利用定員
笠縫幼稚園	笠縫こども園	上笠一丁目	100人	175人

施設名称	笠縫こども園
類型	幼稚園型認定こども園
利用定員	175人（+75人）
1号認定（教育）	127人（+27人）
2号認定（保育3～5歳）	48人（+48人）
3号認定（保育0～2歳）	0人

(2) 私立認可保育所の認定こども園化（4箇所）

令和3年4月1日 開園予定（認可保育所からの移行）

現園名	認定こども園名	所在地	現認可 利用定員	認可 利用定員
くるみ保育園	（仮称）くるみこども園	下笠町	150人	180人
緑波くるみ保育園	（仮称）緑波くるみこども園	追分南五丁目	260人	260人
志津保育園	（仮称）志津保育園	青地町	130人	145人
さくら坂南保育園	（仮称）さくら坂南こども園	矢橋町	80人	90人

施設名称	（仮称）くるみ こども園	（仮称）緑波く るみこども園	（仮称）志津 保育園	（仮称）さくら 坂南こども園
類型	幼保連携型認定こども園			
利用定員	180人 （+30人）	260人 （±0人）	145人 （+15人）	90人 （+10人）
1号認定 （教育）	10人 （+10人）	10人 （+10人）	15人 （+15人）	9人 （+9人）
2号認定 （保育3～5歳）	111人 （+18人）	144人 （－2人）	90人 （－4人）	45人 （－3人）
3号認定 （保育0～2歳）	59人 （+2人）	106人 （－8人）	40人 （+4人）	36人 （+4人）
施設整備	なし			

(3) 私立認可保育所の新設（4箇所）

令和3年4月1日 滋賀県が認可、開園予定（私立認可保育所の新設）

エリア		老上	草津	志津南	志津
施設名称		(仮称) 光泉カトリック保育園	(仮称) 草津町くじら保育園	(仮称) 追分南くじら保育園	(仮称) 草津コペル保育園
所在地		野路町	草津町	追分南一丁目	岡本町
類型		保育所			
事業者名		社会福祉法人 聖パウロ会	社会福祉法人くじら		社会福祉法人 京慈会
認可、利用定員		90人	90人	110人	120人
	2号認定 (保育3～5歳)	51人	51人	63人	66人
	3号認定 (保育0～2歳)	39人	39人	47人	54人
通常保育以外に実施する事業		延長保育、障害児保育、一時預かり保育			
施設整備		あり			

◆整備場所



4. 認可確認・利用定員設定対象施設

(1) 小規模保育事業A型の新設（3箇所）

令和3年4月1日 市認可および開設予定

エリア		草津	玉川	草津第二
施設名称		(仮称) さくら坂小規模保育園	(仮称) 玉川たっち小規模保育園	(仮称) 豆の木保育園 アトラスタワー
所在地		草津一丁目	野路九丁目	大路一丁目
類型		小規模保育事業A型		
事業者名		社会福祉法人 ご縁会	特定非営利活動法人 スポキッズ	有限会社オフィス 豆の木
認可、利用定員		19	19	19
3号認定 (保育0～ 2歳)	0歳	6	6	6
	1歳	6	6	6
	2歳	7	7	7
通常保育以外に 実施する事業		延長保育、一時預かり 保育（余裕活用型）	延長保育、一時預かり 保育（余裕活用型）	延長保育、一時預かり 保育（余裕活用型）
保育室等の面積		187.23㎡	112.9㎡	87.31㎡
乳児室 または ほふく室	基準	乳児または満2歳に満たない幼児1人あたり床面積3.3㎡以上		
	基準 面積	0・1歳児定員12人×3.3=39.6㎡		
	実 面積	48.5㎡	43.87㎡	39.81㎡
保育室	基準	満2歳以上の幼児1人あたり、床面積1.98㎡以上		
	基準 面積	2歳児定員7人×1.98=13.86㎡		
	実 面積	15.03㎡	15㎡	13.96㎡
屋外遊戯 場	基準	満2歳以上の幼児1人あたり、面積3.3㎡以上		
	基準 面積	2歳児定員7人×3.3=23.1㎡		
	実 面積	100㎡（代替）	780㎡（代替）	38,000㎡（代替）
食事の提供		有（自園調理）	有（自園調理）	有（自園調理）
連携施設		さくら坂こども園 さくら坂東こども園 さくら坂南こども園	TAMランド野路 こども園	認定こども園 草津カトリック幼稚園
施設整備		あり	あり	あり

(参考) 小規模保育事業の区分

		A型	B型	C型
概要	対象年齢	0～2歳児		
	定員規模	6人以上19人以下		6人以上10人以下
	資格	保育士	保育士＋保育従事者	家庭的保育者
今回認可対象		3箇所	なし	なし

(参考) 小規模保育事業（A型）の設備及び運営基準[概要]

（「草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例」より）

項目	概 要
設備	1. 必置 ◆乳児または満2歳に満たない幼児を入所させる場合 乳児室またはほふく室、調理設備、便所 ◆満2歳以上の幼児を入所させる場合 保育室または遊戯室、屋外遊技場、調理設備および便所 2. 基準 ◆乳児室またはほふく室 ・乳児または満2歳に満たない幼児1人あたり床面積3.3㎡以上 ・保育に必要な用具を備える ◆保育室または遊戯室 ・満2歳以上の幼児1人あたり、床面積1.98㎡以上 ・保育に必要な用具を備える ◆屋外遊戯場 満2歳以上の幼児1人あたり、面積3.3㎡以上
食事の提供	当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行う。ただし、当該家庭的保育事業所の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理することや、一定の要件のもと外部委託すること、また連携施設や同一法人が運営する他の小規模保育事業所等からの外部搬入も可能。
職員	1. 必置 保育士、嘱託医、調理員 （※ただし、調理業務の全部を委託する場合および外部搬入の場合は調理員を置かないことができる） 2. 基準（保育士配置） ■0歳児⇒3：1 ■1・2歳児⇒6：1 ■3歳児⇒20：1 ■4・5歳児⇒30：1 上記基準により算出した数の合計数に「1」を加えた数以上の配置が必要 3. その他 保育士数の算定にあたっては、保健師・看護師または准看護師を1人に限り、保育士とみなす
保育時間	11時間
連携施設	①保育内容の支援 ②代替保育の提供 ③卒園後の受け皿

